⑸　平成23年度以降、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる次のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　市街化地域（ＤＩＤ）における土留め工法の施工実績を有すること。

イ　場所打ちカルバート工の施工実績を有すること。

ただし、上記ア及びイは同一工事でなくてもよい。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成23年度以降、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる上記ア及び次のウの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　場所打ち鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有すること。（場所打ち鉄筋コンクリート構造物に含まれるのはカルバート工、橋梁下部工、擁壁工、フーチング工）

ただし、上記ア及びウは同一工事でなくてもよい。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成23年度以降、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる⑸本文に掲げる工事のうち、⑸ア及びイの要件を満たすものの経験を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成23年度以降、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる⑸本文に掲げる工事のうち、⑸ア及びウの要件を満たすものの経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を62点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～25点、二次審査０～37点の範囲で「加算点」を与える。

ウ　一次審査については、上記２の条件を全て満たす者のうち、次の評価項目について評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）を選抜する。

一次審査の評価項目

㋐　技術提案（一次）

①　本工事の品質管理についての提案

②　生産性向上に関する提案

③　本工事の安全管理についての提案

㋑　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

なお、㋑については一次審査の評価点にのみ計上する項目であり、総合評価では評価項目に含まない。

エ　二次審査については、一次審査により選抜された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

二次審査の評価項目

㋐　技術提案（二次）

①　本工事の施工管理に関する提案

②　沿道環境に関する提案

㋑　賃上げの実施表明

オ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

カ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課　菅原　志延　電話011―611―0194（ダイヤルイン）内線2243

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和８年７月21日から令和９年１月12日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。